

青年農業者就農援助法案要綱

一 目的

この法律は、農業者の著しい減少及び高齢化等により、農業及び農村における地域社会の維持が困難になりつつある現状にかんがみ、現在及び将来の我が国の農業を担う青年農業者を早急に確保するとともに、青年農業者が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、青年農業者就農援助資金の貸付けを行う都道府県に対し政府が必要な助成を行う制度等を確立し、もって農業の振興並びに農村における地域社会の維持及び活性化に資することを目的とすること。〔第一条関係〕

二 定義

- 1 この法律において「青年農業者」とは、自ら農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営み、若しくは営もうとし、又は農業に従事し、若しくは従事しようとする年齢十五歳以上四十歳未満の者をいい、「青年農業者法人」とは、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人であって、その議決権の過半数を青年農業者が有するものをいうこと。
- 2 この法律において「青年農業者就農援助資金」とは、3から9までの資金をいうこと。
- 3 この法律において「新規就農修学資金」とは、青年農業者が都道府県が行う新規就農のための研修で農林水産大臣の定める基準に適合するもの（以下「新規就農研修」という。）を受けるために必要な資金のうち、都道府県が新規就農研修を受けている青年農業者に対して貸し付けるものをいうこと。
- 4 この法律において「農業設備等資金」とは、青年農業者又は青年農業者法人（以下「青年農業者等」という。）が新規営農するに当たり資本の装備を確保するために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者等に対して貸し付ける次に掲げるものをいうこと。

- (1) 農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の取得に必要なもの
 - (2) 農用地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要なもの
 - (3) 農用地以外の農業の用に供する土地の取得に必要なもの
 - (4) 農用地以外の農業の用に供する土地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要なもの
 - (5) 農舎、畜舎、果樹棚その他の政令で定める農業用施設の取得、造成又は改良に必要なもの
 - (6) 原動機、耕うん整地用機具その他の政令で定める農機具の取得に必要なもの
 - (7) 果樹その他の政令で定める永年性植物の植栽又は育成に必要なもの
 - (8) 水稻その他の政令で定める非永年性植物の植栽又は育成に必要なもの
 - (9) 乳牛その他の政令で定める家畜の購入又は育成に必要なもの
- 5 この法律において「農業経営規模拡大資金」とは、青年農業者等が農業経営の規模を拡大するため、農用地を取得するのに必要な資金のうち、都道府県が新規営農から二年以上を経過した青年農業者等に対して貸し付けるものをいうこと。
- 6 この法律において「農業経営円滑化資金」とは、青年農業者等が農業経営を円滑に行うために必要な資金のうち、青年農業者等が農業協同組合、銀行その他の政令で定める金融機関(農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を除く。以下「融資機関」という。)から借り入れた資金(農用地及び農用地以外の農業の用に供する土地の取得に要するもの、農舎、畜舎、果樹棚その他の農業用施設の取得、造成又は改良に要するもの、原動機、耕うん整地用機具その他の農機具の取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽に要するもの並びに乳牛その他の家畜の購入に要するもの

に限る。)に係る債務(当該融資機関が国又は地方公共団体から利子補給を受けて貸し付けた資金に係るものを除く。)で政令で定めるものの返済に必要な資金であって、都道府県が新規営農から二年以上を経過した青年農業者等に対して貸し付けるものをいうこと。

7 この法律において「営農生活援助資金」とは、青年農業者(農業後継者である青年農業者を除く。)が新規営農後の当面の生活を安定させるために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者に対し、当該青年農業者が新規営農する際に貸し付けるものをいうこと。

8 この法律において「高度経営技術習得資金」とは、青年農業者が農林水産大臣が定める基準に適合する能率的な農業の技術又は経営方法を習得するために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者に対して貸し付けるものをいうこと。

9 この法律において「留学研修資金」とは、青年農業者が能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けのために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者に対して貸し付けるものをいうこと。〔第二条関係〕

三 政府の助成

政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより青年農業者就農援助資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。〔第三条関係〕

四 貸付金の利率、限度額、償還期間等

1 都道府県が一の借主に対して行う三の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の種類ごとの利率及び限度額は、次のとおりとすること。

(1) 新規就農修学資金 無利子 日額三千元

(2) 農業設備等資金 無利子 青年農業者 千五百万円(農業後継者である青年農業者にあつては千二百

万円)

青年農業者法人 当該青年農業者法人の組合員又は社員のうち常時従事者である青年農業者(以下「常時従事青年農業者」という。)一人当たり千五百万円

(3) 農業経営規模拡大資金 年3%

青年農業者 千万円

青年農業者法人 当該青年農業者法人の常時従事青年農業者一人当たり千万円

(4) 農業経営円滑化資金 年3%

青年農業者 五百万円

青年農業者法人 当該青年農業者法人の常時従事青年農業者一人当たり五百万円

(5) 営農生活援助資金 年3%

(据置期間中は無利子) 二百四十万円

(6) 高度経営技術習得資金 無利子

百五十万円

(7) 留学研修資金 無利子

二百万円

2 その他貸付金の種目ごとの償還期間、据置期間等について定めること。〔第四条・第五条・別表関係〕

五 貸付けを行う場合

都道府県が行う三の貸付けは、貸付金の貸付けを受けようとする者(その者が青年農業者法人である場合には、当該青年農業者法人の常時従事青年農業者)が当該貸付けに係る資金をもって農業の技術又は経営方法の習得その他近代的な農業経営の基盤を形成することにより近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者として育成される見込みがある場合に限り、行うものとする。〔第八条関係〕

六 貸付金の償還方法

貸付金の償還は、新規就農修学資金、農業設備等資金、高度経営技術習得資金及び留学研修資金にあつては均等年賦支払の方法、農業経営規模拡大資金、農業経営円滑

化資金及び営農生活援助資金にあっては元利均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。〔第九条関係〕

七 新規就農修学資金の支払猶予及び償還の債務の免除

都道府県は、三により新規就農修学資金の貸付けを受けた者が、当該貸付けに係る新規就農研修を修了した後、直ちに就農し、かつ、引き続き就農しているときは、その就農している期間、当該新規就農修学資金に係る償還金の支払を猶予し、その期間が三年に達したときは、当該貸付けを受けた者に対し、当該新規就農修学資金の償還の債務を免除することができる。〔第十二条関係〕

八 特別会計

都道府県が、三の貸付けの事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。〔第十四条関係〕

九 政府貸付金の額等

- 1 政府が三により貸し付ける資金（以下「政府貸付金」という。）の額は、各年度において、都道府県が行う三の貸付けの事業の貸付財源として必要な資金の額に四分の三を乗じて得た額から、前年度までの政府貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とすること。
- 2 政府貸付金は無利子とし、その償還方法は、政令で定めること。
- 3 政府は、都道府県が七により新規就農修学資金の償還の債務を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の四分の三に相当する額の政府貸付金の償還の債務を免除するものとする。〔第十六条関係〕

十 農業研修に対する助成

政府は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、青年農業者に対する研修で農林水産大臣の定める基準に適合するものの実施につき、都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定め

る者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の全部又は一部を補助することができること。ただし、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定により協同農業普及事業交付金を交付する研修の実施については、この限りでないこと。〔第十八条関係〕

十一 援助等

- 1 国及び地方公共団体は、青年農業者が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために必要な助言、指導、農用地又は住宅の借受け又は取得のあっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、青年農業者に対し、農業の技術又は経営方法の習得及び向上のために必要な研修を受ける機会を提供するよう努めるものとする。〔第十九条関係〕

十二 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。〔附則第一条関係〕

- 2 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）中、農業後継者育成資金関係の条項を削ること。〔附則第二条関係〕
- 3 農業改良助長法の規定により交付金を交付される協同農業普及事業のうち研修教育事業の対象を「農業後継者たる農村青少年」から「青年農業者」に拡大すること。〔附則第六条関係〕
- 4 その他所要の規定の整備を行うこと。